



愛知県ジュニアゴルファー育成財団ジュニア会員規則

(総 則)

第1条 この規則は、愛知県ジュニアゴルファー育成財団ジュニア会員（以下ジュニア会員という）について定める。

(事務局)

第2条 ジュニア会員に関する事務を担当する事務局は、愛知県ジュニアゴルファー育成財団事務局（以下：事務局）に置く。

(制度の目的)

第3条 ゴルフ未経験者を含め、ジュニアを対象とした会員制度により、スポーツとしてのゴルフを通じ、ルールとエチケットを学ぶことにより、健全な人格形成と健康な身体づくりを目標としたゴルファーの育成・教育・指導を図ることをもって目的とする。

(会員資格)

第4条 ジュニア会員は、愛知県在住又は、愛知県内の学校で教育を受けている小学1年生の4月1日から18歳を迎える年度を終えるまでの男女とする。

第4条の1

ジュニア会員は、下記のいずれかに該当した時点で自動的に退会扱いとなる。

- ① 第4条に記載する年度が終わった時点
- ② 転居・転校・退学等により、第4条に示す会員資格を満たさなくなった時点
- ③ その他、本規則が定める所による

(事 業)

第5条 前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 指導及び練習
- (2) ゴルフ場におけるラウンドレッスンの実施
- (3) 講習会（ルール・エチケット等）
- (4) 愛知県ジュニアゴルファー育成財団が主催・共催するジュニアゴルフスクールの開催
- (5) 愛知県ジュニアゴルファー育成財団主催・後援競技の開催
- (6) 愛知県ジュニアゴルファー育成財団協力先で開催されるジュニア育成事業の協力
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

(指 導 員)

第6条 前条の事業を達成するため、当財団より指名した者及び、(社)日本プロゴルフ協会会員、(社)日本女子プロゴルフ協会会員が指導員として指導する。

(運営及び管理)

第7条 運営及び管理は、愛知県ジュニアゴルファー育成財団事務局が行なう。

(入会申込手続)

第8条 入会の申込は、その親権者（父・母）又はその法定代理人が行なう。

第8条の1

入会の申込は募集要項に定めた手続により、所定の会員申込書に記入の上、愛知県ジュニアゴルファー育成財団事務局に申込みこと。

第8条の2

ジュニア会員は、入会申込時に会員申込書へ記載した内容に変更があったとき、その内容を遅滞なく事務局へ報告しなければならない。

(年 度)

第9条 ジュニア会員の年度は、4月1日より始まり、翌年の3月31日に終了する

(会員に対する待遇・特典)

第10条 会員として承認されると次の待遇・特典が受けられる。

- (1) 会員証『愛知県ジュニアゴルファー育成財団会員証』の交付
- (2) ルールブックの交付
- (3) 第5条（事業）の内、参加資格のある事業への参加ができます
- (4) 愛知県ジュニアゴルファー育成財団が主催・共催する事業に参加ができます

(ドレスコード)

第11条 会員は別途定める「ジュニア会員ドレスコード」を遵守しなければならない。

(懲 罰)

第12条 会員もしくは親権者が次の各号の一に至ったときは、委員会で諮り、その処罰を決定する。

- (1) 本規則に違反したとき。
- (2) 愛知県ジュニアゴルファー育成財団の名誉を傷つけ、
または愛知県ジュニアゴルファー育成財団の目的に違反するおそれがあるとき、又は違反する行為があったとき
- (3) ジュニア会員として公序良俗に反したとき

(補 則)

第13条 この規則に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

附 則

- 1, 2016年3月10日制定施行
- 2, 2017年3月14日制定施行